≪出産育児一時金申請の際の留意点≫

1．出産育児一時金について

被保険者または被扶養者が妊娠4ヶ月（85日）以上で出産した場合に、生産、死産、流産等にかかわらず、「出産育児一時金」が支給されます。

女性の被保険者が資格喪失後に健康保険の被扶養者となった場合、資格喪失後に本人としての出産育児一時金を受給するか、あるいは家族としての家族出産育児一時金を受給するかは、出産する方の選択となっており、いずれか一方のみ受給が可能です。

なお、資格喪失後の出産（任意継続被保険者を除く）に関しては、付加金は支給されません。

2．申請上の注意点

・被保険者等記号・番号は、マイナポータルや資格情報のお知らせを確認いただき、ご記入ください。
・直接支払制度を利用する方で、代理受取額が法定給付の金額に満たない場合は差額を支給します。
・受取代理制度を利用した方は申請方法が異なりますので、お問い合わせください。

3．添付書類等

手続き		添付書類等
直接支払制度を利用する方	・医療機関等と出産育児一時金の請求および受け取りに係る契約を事前に結んだ場合	■医療機関との合意文書の写し ※直接支払制度を利用する旨の記載があるもの ※請求先の保険者が当組合となっているもの ■分娩費用明細書／請求明細書または領収書の写し ※出産日・出産児数・代理受取額・産科医療補償制度の利用の有無が記載されたもの ※「専用請求書の内容と相違ない」旨の記載があるもの ◆ 死産の場合は医師・助産師の証明が必要となります
直接支払制度を利用しない方	・出産に係る費用の全額を医療機関等に支払った場合	■出産育児一時金申請書の医師・助産師又は市区町村長の証明 ※医師・助産師又は市区町村長のどちらか一方に証明を受けてください ■医療機関との合意文書の写し ※直接支払制度を利用しない旨の記載があるもの ※請求先の保険者が当組合となっているもの ■分娩費用明細書／請求明細書の写し ※代理受取額に金額が表記されておらず、産科医療補償制度の利用の有無が記載されたもの 〈明細書の発行がされない場合〉 ・領収書の写し ※産科医療補償制度を利用された場合は、産科医療補償制度の対象分娩である旨が記載されたもの
海外で出産をした方		■現地で交付された出産証明書（原本） ※内容確認後に原本は返却します ■出産証明書の翻訳文 ※翻訳者の住所・氏名が明記されたもの ■海外に渡航していた事実が確認できる書類 ・パスポートの写し ・エアチケットの履歴　等 ■海外の医療機関に対して出産の事実や内容等の照会を行うことの同意書（直筆）